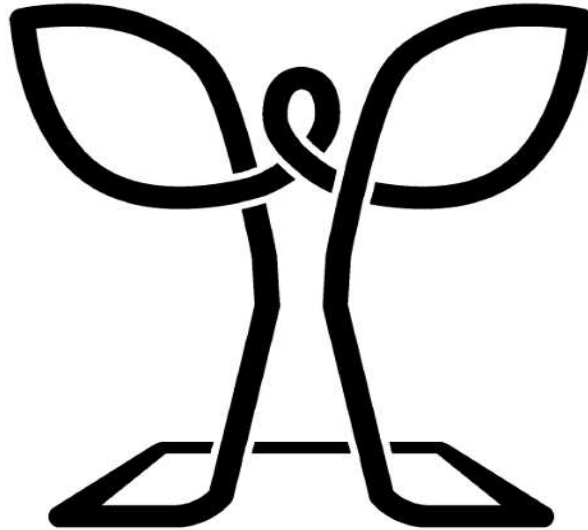


# 令和5年度通常総会



～「郷土愛をはぐくむ」埼玉県校外教育協会～

日時 令和5年6月9日（金）10時00分～

会場 埼玉県庁 教育局分室

一般社団法人 埼玉県校外教育協会

## 埼玉県校外教育協会のシンボルマーク

作者： 狭山市立山王中学校 室井磨美教諭（学校名、職名は作成当時のもの）

作品の解説：

伸びやかな子供が大きく成長する様子をデザインしました。足は子供を支える「地域」を、広げた両手は県の木「けやき」の葉で「学校」と「家庭」を表しています。一筆で描けるので親しみやすく、また、立体化もできます。

## 令和5年度通常総会 日程及び次第

令和5年6月9日（金）10時00分～10時30分  
教育局分室

### 1 通常総会

#### (1) 会長挨拶

#### (2) 議案

第1号議案 令和4年度決算の承認

第2号議案 令和5年度理事・監事の選任

#### (3) 報告

報告事項1 令和4年度事業報告

報告事項2 令和5年度事業計画

報告事項3 令和5年度予算

### 2 委嘱状交付（令和5年度校外教育研究委嘱校）※

#### (1) 小学校 蓮田市立黒浜北小学校

秩父市立久那小学校

#### (2) 中学校 さいたま市立植水中学校

毛呂山町立毛呂山中学校

### 3 研究紹介（令和4年度校外教育研究委嘱校）

### 4 謝 辞

※ 後日、郵送にて委嘱校宛に委嘱状を送付いたします。

## 【第1号議案】

一般社団法人 埼玉県校外教育協会

## 令和4年度 会計決算報告書

## 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
(1) 現金預金			
普通預金	1,566,229	1,117,975	448,254
周年行事積立金	1,184,122	1,642,576	△ 458,454
(2) 未収金	0	0	0
流動資産合計	2,750,351	2,760,551	△ 10,200
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当定期預金	330,192	330,192	0
栗原・竹内引当定期預金	2,000,000	2,000,000	0
基本財産合計	2,330,192	2,330,192	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	2,330,192	2,330,192	0
資産合計	5,080,543	5,090,743	△ 10,200
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
<b>III 正味財産の部</b>			
1 指定正味財産	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産	5,080,543	5,090,743	△ 10,200
(うち基本財産への充当額)	(2,330,192)	(2,330,192)	
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	
正味財産合計	5,080,543	5,090,743	△ 10,200
負債及び正味財産合計	5,080,543	5,090,743	△ 10,200

一般社団法人 埼玉県校外教育協会

貸借対照表内訳表

(令和5年3月31日現在)

科目	事業実施等会計	法人会計	内部取引消去	合計
<b>I 資産の部</b>				
1 流動資産				
(1) 現金預金				
普通預金	0	1,566,229		1,566,229
周年行事積立金	1,184,122	0		1,184,122
(2) 未収金	0	0		0
流動資産合計	1,184,122	1,566,229		2,750,351
2 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産引当定期預金	0	330,192		330,192
栗原・竹内引当定期預金	0	2,000,000		2,000,000
基本財産合計	0	2,330,192		2,330,192
(2) 特定資産	0	0		0
特定資産合計	0	0		0
(3) その他固定資産	0	0		0
その他固定資産合計	0	0		0
固定資産合計	0	2,330,192		2,330,192
資産合計	1,184,122	3,896,421		5,080,543
<b>II 負債の部</b>				
1 流動負債	0	0		0
流動負債合計	0	0		0
2 固定負債				0
固定負債合計	0	0		0
負債合計	0	0		0
<b>III 正味財産の部</b>				
1 指定正味財産	0	0		0
指定正味財産合計	0	0		0
2 一般正味財産	1,184,122	3,896,421		5,080,543
(うち基本財産への充当額)	(0)	(2,330,192)		
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)		
正味財産合計	1,184,122	3,896,421		5,080,543
負債及び正味財産合計	1,184,122	3,896,421		5,080,543

一般社団法人 埼玉県校外教育協会

**財 産 目 録**

(令和5年3月31日現在)

科目	金額		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
(1) 現金預金			
現金手許有高			
・ 普通預金			
埼玉りそな銀行県庁支店	1,566,229		
みずほ信託銀行浦和支店	1,184,122		
(周年行事積立金)			
(2) 未収会費	0		
流動資産合計		2,750,351	
<b>2 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
・ 基本財産引当定期預金	330,192		
・ 栗原・竹内引当定期預金	2,000,000		
基本財産合計	2,330,192		
(2) 特定資産	0		
特定資産合計	0		
(3) その他固定資産	0		
その他固定資産合計	0		
固定資産合計		2,330,192	
<b>資産合計</b>			5,080,543
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>	0		
流動負債合計		0	
<b>2 固定負債</b>	0		
固定負債合計		0	
<b>負債合計</b>			0
<b>正味財産</b>			5,080,543

## 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 栗原竹内基金  利子	170	170	0
② 基本財産  利子	6	6	0
③ 受取会費	1,315,000	1,323,000	△ 8,000
④ 補助金  県補助金	420,000	420,000	0
⑤ 委託金  県委託金	380,000	380,000	0
⑥ 雑収入  利子	23	21	2
<b>経常収益計</b>	<b>2,115,199</b>	<b>2,123,197</b>	<b>△ 7,998</b>
(2) 経常費用			
① 会議費	0	0	0
② 臨時雇賃金	0	0	0
③ 旅費交通費	0	0	0
④ 通信運搬費	70,470	68,010	2,460
⑤ 消耗品費	76,484	94,950	△ 18,466
⑥ 印刷製本費	233,526	255,362	△ 21,836
⑦ 賃借料	0	0	0
⑧ 諸謝金	45,232	39,500	5,732
⑨ 支払助成金  研究奨励費	640,000	640,000	0
⑩ 委託費  美術展審査会費	409,582	509,692	△ 100,110
⑪ 雑費	7,130	6,690	440
<b>ア 事業費</b>	<b>1,482,424</b>	<b>1,614,204</b>	<b>△ 131,780</b>
① 会議費	0	0	0
② 旅費交通費	0	0	0
③ 通信運搬費	8,962	10,926	△ 1,964
④ 消耗品費	8,305	1,680	6,625
⑤ 印刷製本費	0	0	0
⑥ 賃借料	0	0	0
⑦ 諸謝金	1,742	1,664	78
⑧ 負担金	5,000	5,000	0
⑨ 雑費	10,500	10,500	0
<b>イ 管理費</b>	<b>34,509</b>	<b>29,770</b>	<b>4,739</b>
<b>経常費用計</b>	<b>1,516,933</b>	<b>1,643,974</b>	<b>△ 127,041</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>598,266</b>	<b>479,223</b>	<b>119,043</b>
2 経常外増減の部			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
III 正味財産期末残高	5,080,543	5,090,743	△ 10,200

## 正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科目	実施事業等会計	法人会計	内部取引消去	
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 栗原竹内基金   利子		170		170
② 基本財産   利子		6		6
③ 受取会費		1,315,000		1,315,000
④ 補助金   県補助金	420,000			420,000
⑤ 委託金   県委託金	380,000			380,000
⑥ 雑収入   利子	12	11		23
<b>経常収益計</b>	<b>800,012</b>	<b>1,315,187</b>	<b>0</b>	<b>2,115,199</b>
(2) 経常費用				
① 会議費	0			0
② 臨時雇賃金	0			0
③ 旅費交通費	0			0
④ 通信運搬費	70,470			70,470
⑤ 消耗品費	76,484			76,484
⑥ 印刷製本費	233,526			233,526
⑦ 賃借料	0			0
⑧ 諸謝金	45,232			45,232
⑨ 支払助成金   研究奨励費	640,000			640,000
⑩ 委託費   美術展審査会費	409,582			409,582
⑪ 雑費	7,130			7,130
<b>ア 事業費</b>	<b>1,482,424</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,482,424</b>
① 会議費		0		0
② 旅費交通費		0		0
③ 通信運搬費		8,962		8,962
④ 消耗品費		8,305		8,305
⑤ 印刷製本費		0		0
⑥ 賃借料		0		0
⑦ 諸謝金		1,742		1,742
⑧ 負担金		5,000		5,000
⑨ 雑費		10,500		10,500
<b>イ 管理費</b>	<b>0</b>	<b>34,509</b>	<b>0</b>	<b>34,509</b>
<b>経常費用計</b>	<b>1,482,424</b>	<b>34,509</b>	<b>0</b>	<b>1,516,933</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 682,412</b>	<b>1,280,678</b>	<b>0</b>	<b>598,266</b>
2 経常外増減の部				
(1) 経常収益				
① 他会計振替額	223,958	△ 223,958		
<b>経常外収益計</b>	<b>223,958</b>	<b>△ 223,958</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	1,184,122	3,896,421	0	5,080,543



一般社団法人 埼玉県校外教育協会

基本財産及び特定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	基本財産引当定期預金	330,192	0	0	330,192
	栗原・竹内引当定期預金	2,000,000	0	0	2,000,000
	基本財産合計	2,330,192	0	0	2,330,192
特定資産	特定資産合計	0	0	0	0

# 監査報告

令和5年4月 // 日

一般社団法人埼玉県校外教育協会  
会長 村上 博俊 様

一般社団法人埼玉県校外教育協会

監事

立山 優二



私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 会計簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (4) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況等を正しく示しているものと認めます。

以上

# 監査報告

令和5年4月//日

一般社団法人埼玉県校外教育協会  
会長 村上 博俊 様

一般社団法人埼玉県校外教育協会  
監事 村外 伊岩



私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 会計簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (4) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況等を正しく示しているものと認めます。

以上

【第2号議案】

一般社団法人 埼玉県校外教育協会

令和5年度理事・監事

(敬称略)

	新(R5.6~)		旧(R4.6~)		所属団体等
	役職	氏名	役職	氏名	
1	会長	村上 博俊	会長	村上 博俊	埼玉県美術教育連盟顧問
2	副会長	石井 宏明	副会長	石井 宏明	埼玉県教育局市町村支援部長
3	副会長	高梨 肇	副会長	高梨 肇	埼玉新聞社代表
4	理事	高田 淳子	常任理事	渡辺 洋平	埼玉県教育局市町村支援部 義務教育指導課長
5	理事	石井 伸明	理事	八木原 利幸	埼玉県中学校長会代表
6	理事	戸高 正弘	理事	戸高 正弘	埼玉県公立小学校校長会代表
7	理事	横山 敦子	理事	横山 敦子	埼玉県公立小中学校女性校長会代表
8	理事	森田 豊	理事	勝山 寛美	埼玉県美術教育連盟代表
9	理事	明野 真久	理事	明野 真久	埼玉県PTA連合会代表
10	理事	新保 正俊	理事	新保 正俊	埼玉県都市教育長協議会代表
11	理事	伊藤 美由紀	理事	伊藤 美由紀	埼玉県町村教育長会代表
12	理事	福島 宏政	理事	福島 宏政	埼玉県私立中学高等学校協会代表
13	理事	細井 京逸	理事	細井 京逸	ボーイスカウト埼玉県連盟代表
14	理事	吉田 勇	理事	栗原 孝子	埼玉県教育局市町村支援部副部長
15	監事	立山 優二	監事	立山 優二	埼玉新聞社代表
16	監事	入戸野 桂介	監事	村外 伊宏	埼玉県教育局市町村支援部 文化資源課副課長

任期: 令和6年6月通常総会終了まで

## 【報告事項 1】

一般社団法人 埼玉県校外教育協会  
令和4年度 事業報告書

月	事業内容
4	<b>【運営・管理】</b> ・ 令和3年度会計監査 11日（月） ・ 第1回定例理事会 書面開催 28日（木）
6	<b>【通常総会】</b> 10日（金）教育局分室 ○令和3年度校外教育研究委嘱校の研究紹介 ○令和4年度校外教育研究委嘱校の委嘱  <b>【郷土を描く児童生徒美術展】</b> ・ 第1回実施委員会 書面開催 28日（火）
10	<b>【郷土を描く児童生徒美術展】</b> ・ 地区審査会 県内10地区+私立分 ・ 第2回実施委員会・中央審査会 12日（水） 蓮田市総合市民体育館パルシー  <b>【会報】</b> ・ 「校外教育」157号の発行（特集 校外教育協会委嘱研究）
11	<b>【郷土を描く児童生徒美術展】</b> ・ 「県民の日」記念式典 14日（月）埼玉会館 （知事賞120点を表彰）
12	<b>【郷土を描く児童生徒美術展】</b> ・ 第57回「郷土を描く児童生徒美術展」（中央展覧会） 24日（土）～25日（日） 知事賞120点を展示 県立近代美術館
2	<b>【郷土を描く児童生徒美術展】</b> ・ 画集「郷土を描く埼玉子どもの絵」第41集の発刊  <b>【会報】</b> ・ 会報「校外教育」158号の発行 （特集 第57回「郷土を描く児童生徒美術展」）
3	<b>【管理・運営】</b> ・ 第2回定例理事会 書面開催 24日（金）

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

## 【報告事項 2】

一般社団法人 埼玉県校外教育協会  
令和 5 年度 事業計画

月	事業内容
4	<b>【運営・管理】</b> ・ 令和 4 年度会計監査 上旬 ・ 第 1 回定例理事会 下旬 書面開催予定
6	<b>【通常総会】</b> 9 日（金） ○校外教育研究委嘱校の委嘱  <b>【郷土を描く児童生徒美術展】</b> ・ 第 1 回実施委員会 下旬
10	<b>【郷土を描く児童生徒美術展】</b> ・ 地区審査会 県内 10 地区+私立分 上旬 ・ 第 2 回実施委員会・中央審査会 11 日（水）  <b>【会報】</b> ・ 「校外教育」 159 号の発行 （特集 令和 4 年度 校外教育協会委嘱研究）
11	<b>【郷土を描く児童生徒美術展】</b> ・ 「県民の日」記念式典 14 日（火） （知事賞 120 点を表彰）
12	・ 第 58 回「郷土を描く児童生徒美術展」（中央展覧会） 埼玉県立近代美術館 23 日（土）～24 日（日）
2	<b>【郷土を描く児童生徒美術展】</b> ・ 画集「郷土を描く埼玉子どもの絵」第 42 集の発刊  <b>【会報】</b> ・ 会報「校外教育」 160 号の発行 （特集 第 58 回「郷土を描く児童生徒美術展」）  <b>【管理・運営】</b> ・ 第 2 回定例理事会 中旬

【報告事項3】

一般社団法人 埼玉県校外教育協会 令和5年度予算

科 目	校外教育における 調査研究・助成 (事業費)	法人会計 (管理費)	内部取引 控除	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
<b>基本財産運用益</b>	<b>0</b>	<b>20</b>	<b>0</b>	<b>20</b>
栗原竹内基金受取利息		0		0
基本財産引当金受取利息		20		20
<b>受取会費</b>	<b>0</b>	<b>1,315,000</b>	<b>0</b>	<b>1,315,000</b>
受取会費		1,315,000		1,315,000
<b>受取補助金等</b>	<b>800,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>800,000</b>
受取県補助金	420,000			420,000
受託委託金	380,000			380,000
<b>雑収益</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>10</b>
受取利息		10		10
<b>経常収益計</b>	<b>800,000</b>	<b>1,315,030</b>	<b>0</b>	<b>2,115,030</b>
(2) 経常費用				0
<b>事業費</b>	<b>1,973,580</b>		<b>0</b>	<b>1,973,580</b>
旅費交通費	0			0
通信運搬費	78,000			78,000
消耗品費	74,000			74,000
印刷製本費	250,000			250,000
賃借料	20,000			20,000
諸謝金	100,000			100,000
支払助成金	800,000			800,000
委託費	643,800			643,800
雑費	7,780			7,780
<b>管理費</b>		<b>141,450</b>	<b>0</b>	<b>141,450</b>
会議費		0		0
通信運搬費		8,000		8,000
消耗品費		91,510		91,510
印刷製本費		0		0
賃借料		11,200		11,200
諸謝金		13,200		13,200
支払負担金		5,000		5,000
雑費		12,540		12,540
<b>経常費用計</b>	<b>1,973,580</b>	<b>141,450</b>	<b>0</b>	<b>2,115,030</b>

一般社団法人 埼玉県校外教育協会 令和5年度予算

科 目	校外教育における 調査研究・助成 (事業費)	法人会計 (管理費)	内部取引 控除	合計
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,173,580	1,173,580	0	0
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 1,173,580</b>	<b>1,173,580</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
中科目別記載				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
中科目別記載				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	1,173,580	△ 1,173,580	0	0
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>



# 一般社団法人埼玉県校外教育協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県校外教育協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、埼玉県内の児童・生徒の校外での生活の充実を図る活動の助成及び郷土を愛する運動の促進を図ることに関する事業を行い、児童・生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校教育と関係ある校外での教育活動の援助
- (2) 郷土を知り郷土を愛する運動の助成
- (3) 校外での教育及び学習に関する調査研究
- (4) 研究資料の収集及び刊行
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した学校の設置者若しくは校長又は団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する学校又は団体
  - (3) 特別会員 この法人に特に功労があり、総会の決議をもって推薦された者又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、特別会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって特別会員となるものとする。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎事業年度、正会員及び賛助会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は、年額2,000円以内とし理事会及び総会の決議を経て会長が定める。
- 3 特別会員は、会費を納めることを要しない。
- 4 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、廃止され、解散し、又は合併により消滅したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 15 条 通常総会の議長は、会長がこれに当たり、臨時総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員は、総会の日時の直前の業務時間終了時まで議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における第17条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(電磁的方法による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、この法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員は、総会の日時の直前の業務時間終了時まで議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提供しなければならない。

- 2 前項の場合における第17条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、議長及び出席した理事の代表者2名以上が記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成されているときは、当該議長及び出席した理事の代表者2名以上が、法令で定める記名押印に代わる措置をとるものとする。

## 第5章 役員

(役員 の 設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13 名以上 17 名以内
  - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を常任理事とする。
  - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、総会で決議した事項を処理する。
- 5 会長及び常任理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第 26 条 役員 の 任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権

利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、交通費相当額を謝金として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項の決議

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき当該事項について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した会長及び監事が記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成されているときは、当該理事会に出席した会長及び監事が、法令で定める記名押印に代わる措置をとるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の管理及び運用)

第36条 この法人の資産の管理及び運用は、理事会が別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受け、総会で報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (剰余金の分配制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### (残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補則

### (委任)

第44条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は塚越弘之とする。



- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

# 一般社団法人埼玉県校外教育協会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県校外教育協会定款第44条の規定に基づき、一般社団法人埼玉県校外教育協会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員選出の母体)

第2条 定款第22条による役員は、次に掲げるもののうちから選出するものとする。

- 1 埼玉県小・中学校長会等の代表
- 2 埼玉县市町村教育委員会教育長会の代表
- 3 埼玉県職員及び埼玉県教育委員会の職員
- 4 家庭教育、社会教育等の関係者
- 5 私立小・中学校長会等の代表
- 6 学識経験者又は新聞社関係の代表

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

# 資産管理運用規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県校外教育協会（以下「本協会」という。）定款第36条の規定に基づき、資産管理運用規程を定め、もって資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

## (資産の種別)

第2条 本協会の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、定款第4条各号に掲げる事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 本協会が、一般社団法人の設立登記を行ったときの財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 基本財産に繰り入れることを理事会で決議し、総会の承認を受けた財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

## (管理責任者)

第3条 本協会の資産の管理責任者は、会長とする。

## (基本財産の管理)

第4条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

## (基本財産の運用方針)

第5条 基本財産は元本返済が確実な方法で運用を行う。

## (運用対象)

第6条 基本財産のうち現金は、銀行等の定期預金等の安全確実な方法で運用しなければならない。

## (運用手続)

第7条 管理責任者は、運用に当たっては、あらかじめ理事会の決議を経なければならない。

## (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本協会の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議を経て、その一部に限り処分することができる。

## (経費の支弁)

第9条 本協会の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(長期借入金)

第10条 本協会が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第11条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の決議を経なければならない。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。